



中津市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年3月26日

中津市監査委員 永松末利

中津市監査委員 恒賀慎太郎

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 本耶馬溪支所 総務・住民課
 本耶馬溪支所 地域振興課
 本耶馬溪支所 農林建設課
2. 監査の対象期間 令和元年度分
3. 監査の実施期間 令和3年1月15日 ～ 令和3年3月26日
4. 監査を実施した監査委員 永松末利 ・ 恒賀慎太郎

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

なお、恒賀監査委員は令和3年3月24日就任につき、令和3年3月23日までの監査は林秀明前監査委員が実施した。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和3年4月23日(金)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【本耶馬溪支所 総務・住民課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

現金の取扱いについては、独自に収納集計表を作成し収納額を確認する等、慎重なチェック体制が行われていた。
今後も、より適切な現金管理体制の徹底を望む。

(2) 支出事務について

委託業務において、業務仕様書に定められた確認書類である作業員従事者名簿等が未受領であり、履行確認が十分に行われていないものが見受けられた。
業務仕様書等に準じた適正な履行管理を行うよう求める。

(3) その他（自治委員会計事務局）

- ① 入出金伝票を作成することなく入出金がされており、出納簿も作成されておらず、会計処理のチェック体制が不十分であるものが見受けられた。
入出金伝票を作成し、決裁した上で入出金を行う等、適正な会計処理の徹底により会計処理のチェック体制の強化を求める。
- ② 自治員会計について、補助金等を取扱う会計と、運営費等を取扱う会計との2つの帳簿（通帳）による管理を行っていた。
公金管理の適正化の観点から、通帳は必要最低限とすべきであり、一括での通帳管理により確実かつ合理的に管理を行うよう事務改善を求める。
- ③ 団体（自治会）に対する助成金等を、代表者個人（自治委員）に現金払いを行っていた。
公金管理の基本方針に基づき、公金管理の適正化の観点から、団体に対する助成金等は団体名義口座への振込を行うよう事務改善を求める。

【本耶馬溪支所 地域振興課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

公民館使用については、使用許可申請書を教育委員会へ提出しなければならないとされているが、申請書の提出がなく電話受付のみによるものが散見された。また、禅海ふれあい広場使用については、使用許可申請書を教育委員会へ使用する当日までに提出しなければならないとされているが、使用した後日の提出であるものが散見された。

今後、各施設の使用にあたっては、条例及び規則に基づいた使用許可申請を徹底させることを求める。

(2) 契約事務について

住宅賃貸借契約書について、賃料の支払時期を記載しなければならないとされているが、その記載がなかった。また、毎年度契約書を締結しているにもかかわらず、契約自動更新する旨の記載がされていた。

今後は、規則等に基づいた適正な契約事務に努められたい。

【本耶馬溪支所 農林建設課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

行政財産目的外使用料、道路占用使用料などの調定伝票において、歳入の種類及び金額の根拠資料の添付がない若しくは調定伝票の摘要欄の記載が不十分なものが多く見受けられた。調定金額に誤りはなかったものの、伝票決裁時には調定内容の根拠となる資料を添付するか又は添付資料を省略する場合には摘要欄に内容、単価、件数、計算方法などすべてを記載するなど事務処理の改善に努められたい。

(2) 契約事務について

- ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に基づく随意契約を行う場合にあっては、所定の手続き要領に従って契約締結前及び契約締結後に契約の内容、相手方、金額等について公表しなければならないが、保管されている公表様式中の記載項目の一部に記載漏れがあった。手続き要領に基づき適正に処理されたい。

- ② 随意契約（契約金額10万円以上30万円未満）の多くにおいて中津市随意契約ガイドラインに基づく随意契約チェックシートが作成されていなかった。随意契約チェックシートによる確認を行った証拠として随意契約チェックシートを作成するとともに随意契約ガイドラインに従って起工伺(委託伺)又は見積執行伺に添付し、適正な契約事務の遂行に努められたい。